

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol. 33のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
・個人確定申告における医療費控除の対象編
- 平成23年中に寄附をされた方へ
- ベトナム出張のお知らせ
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 中期経営計画セミナー開催中です！
- 編集後記



≡ ■こんなときどうなる？身近な税務トピック

個人確定申告における医療費控除の対象編

年末から年始にかけて、
個人の税金に関するご相談をよく受けます。
特によく受ける相談として
「これは、医療費控除の対象となりますか？」
というものがあります。
医療費控除の対象となるもの、ならないものの判断に
迷われる方が多くいらっしゃるようです。
そこで今回は、確定申告時期に向けて、
多くの方々が気になる「医療費控除」の対象となるもの、
ならないものについてお届けします。

医療費控除とは自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、
その医療費の合計額が10万円(※)を超えるときは、
その超える部分の金額(上限200万円)を所得金額から
控除することができます。これを「医療費控除」といいます。
この場合の家族とは、お財布(生活費)が一緒の配偶者その他の親族に
係る医療費を指しますので、たとえばご自身の両親に係る
医療費を負担した場合であっても、お財布が別であれば、
その医療費はご自身の医療費控除の対象とはなりません。

また、医療費控除の対象となる医療費とは、
診療費、薬代、入院費などを指します。
具体的にどのようなものが対象となるか、
よくお問い合わせをいただく費用を次にまとめてみましたので、
ご参考ください。

<控除OK>

- ・ドラッグストアで購入した風邪薬代…○
- ・おむつ代…寝たきりの場合は○(書類が必要です)
- ・入院時のシーツクリーニング代、手術着代…○
- ・差額ベッド代(特別室代)…病状によるもの等一定の事由は○
- ・要介護認定者のショートステイ利用料

…介護保険給付対象に係る自己負担額は○

<場合によるもの>

- ・治療の為の整体、鍼、マッサージ…○（癒しの為は×）
- ・タクシー代…×（出産や地理的困難性がある場合は○）
- ・車通院のためのガソリン代、高速代、駐車場代…×
（公共交通機関利用の交通費は○）

<控除NG>

- ・疲労回復、健康増進のためのサプリメント代…×
- ・入院中に外泊許可を受けたときの帰宅旅費…×

<その他>

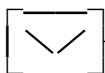
- ・健康保険組合から受取った「出産育児一時金」
…支払った医療費から差し引きます

医療費控除として所得金額から控除できれば、
その分支払う税金が安くなりますので、
ぜひ試算してみてもいいでしょうか。
支払った医療費の合計額から保険金などの補てんされる金額を
差し引いた金額が10万円(※)を超える場合には、
確定申告を検討しましょう。
なお、実際に確定申告をする場合は、領収書等の書類が必要です。

(※) 所得金額の5%相当額が10万円より少ない場合には、
10万円は「所得金額の5%相当額」になります。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽に弊所まで申し付け下さい。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■平成23年中に寄附をされた方へ

昨年3月の震災関連などで、義援金や寄附をされた方も多いと思います。
税金の計算上、ある特定の団体等への寄附等をされた個人の方は
確定申告を行うことにより、所得税や住民税の優遇を受けることができます。
(寄附金控除といいます)

昨年何度か告知させて頂きましたとおり、
九段会計は東北支援の意味を込めまして
「平成23年の寄附金についての確定申告」
についての御相談・作成申告指導を無料でお受け致します。
払った方の所得状況や金額により、優遇の有無や
内容が変わって参ります。

ご希望の方は弊所担当者までいつでもご相談下さい。



≡ ■ベトナム出張のお知らせ

16日木曜日の午後から20日月曜日まで、
弊所の高木・分田・矢合がベトナムに視察で不在となります。
海外との提携等を視野に入れまして、
より質の高いサービスがご提供できますよう
取り組んで参ります。

事務所は通常通り業務を行っておりますので
ご相談などはいつでもお受け致します。

ご迷惑をお掛け致しますが、
何卒宜しくお願い申し上げます。



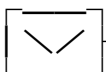
≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

これはゼロサムゲームではない。
我々は価値を他の誰かから取り上げているわけではありません。
我々は価値を新しく創り出しているんです。

-マイク・ザッカーバーグ (Facebook CEO)

ゼロサムゲームとは、決まった大きさの市場シェアを奪い合うだけで、
合計 (sum, サム) は結局ゼロになる競争のことです。
Facebookは既存の市場を奪い合うわけではなく、その市場を拡大したり、
市場自体を創造していくのだというプライドや自負が感じられます。
これこそがベンチャー企業の価値提供であり、醍醐味であり、
存在意義だと言えるのではないのでしょうか。

メールマガジン編集担当 新井 良平



≡ ■ 中期経営計画セミナー開催中です！

只今、九段会計事務所では
中期(5ヵ年)経営計画立案セミナーを開催中です！
九段会計事務所の所員、小林・新井が社長様に
丸一日密着し、御社の中期経営計画書の策定をお手伝いします！

●経営計画を立てる事により、
企業の進むべき道筋が明確になり、
社員の方々全員とビジョンを共有でき、
全社員一丸となって目標に向かって進む事が出来ます！

「今まで中々、経営計画までは手が回ってないな・・・」
「経営計画を立てようとは思っているけど・・・」
とお考えになられている経営者様は各担当者もしくは
担当小林まで是非ご連絡をいただければと思います！

経営計画担当 小林・新井

「——」 ≡ ■ 編集後記



先日、Facebookで繋がった小中の頃の同窓会を上京しているメンバーで行いました。田舎の公立だったので、小学校からそのまま中学に行くため、同じクラスになったことがなくても、大体知っています。冬場は校庭が天然リンクになり、体育の時間は全てスピードスケートだったことや、7年に一度行われる御柱祭など、地元ネタで盛り上がりたりと、当時のことを色々思い出した楽しいひと時でした。

また、自然と触れ合うのが日常だったため、自然の怖さや素晴らしさは肌で経験してきました。有事のときでもどこかキャンプや焼き芋大会と同じことをすれば何とかなる、と肝が据わっている部分があります。机に向かって勉強した時間は都会の方に比べて少ないかもしれないけど、人として生きる為に必要なことはちゃんと教わっていたと実感しました。

改めて当時の仲間や恩師、そして今もお世話になっている方々に感謝して、日々過ごして行きたいと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォローミー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も対象に送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆
★☆☆☆☆☆☆☆☆密・着・革・命！☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇